

## 三郷市立小・中学校体育施設の開放に関する使用料条例

### (趣旨)

第1条 この条例は、スポーツ振興法（昭和36年法律第141号）第13条第1項の規定に基づき、三郷市立小・中学校体育施設の開放（以下「学校体育施設の開放」という。）に関する使用料について必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この条例において「学校体育施設」とは、屋内運動場及び屋外運動場をいう。

### (使用料の納付)

第3条 学校体育施設の開放の使用許可を受けた者は、次の表に定める使用料を納付しなければならない。

屋内運動場	1時間につき 300円
屋外運動場	1時間につき 300円

### (使用料の減免)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料を減額し、又は免除することができる。

- (1) 児童生徒を主な構成員とする団体が利用する場合
- (2) 小・中学校PTAを構成員とする団体が当該小・中学校体育施設を利用する場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認める場合

### (使用料の還付)

第5条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その使用料の全部又は一部を還付することができる。

- (1) 公用又は公共用に供するため、学校体育施設の開放の使用許可を取り消したとき。
- (2) 使用許可を受けた者の責任によらない理由により、小・中学校体育施設を使用することができなくなったとき。
- (3) 使用開始前に使用許可の取消し又は変更の申出をし、三郷市教育委員会がこれを承認したとき。

### (委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会規則で定める。

### 附 則

この条例は、平成16年6月1日から施行する。